

AC7 合同会社「(仮称) 高湯温泉太陽光発電所 環境影響
評価準備書」(経過措置対象案件) に対する勧告について

令和2年11月4日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 高湯温泉太陽光発電所 環境影響評価準備書」について、AC7 合同会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県福島市
原動力の種類：太陽電池
出 力：4万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理 (意見の概要等及び福島 県知事意見も含む [注])	令和2年 4月24日
環境大臣意見受理	令和2年 8月 6日
経済産業大臣勧告発出	令和2年11月 4日

(注) 本事業の環境影響評価に係る手続は、環境影響評価法行令の一部を改正する政令(令和元年政令第53号)の施行に伴う経過措置により、法の手続に移行するにあたって電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の11に基づく準備書の届出の際に、事業者が当該届出前に実施した環境影響評価に係る書類(意見の概要等及び福島県知事意見)を併せて提出している。

問い合わせ先：電力安全課 沼田、小島
電話：03-3501-1742 (直通)

AC7合同会社「(仮称)高湯温泉太陽光発電所 環境影響評価準備書」に対する勧告内容

第1 基本的事項

1. 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、環境影響評価法、電気事業法及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）の規定に基づき、環境影響評価の項目、当該項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにこれらの結果等、必要な事項を遺漏なく記載すること。特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。
2. 環境影響評価の調査・予測に当たっては、主務省令別表11の参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、調査・予測の妥当性を明らかにして適切に実施すること、また、評価にあたっては、調査及び予測の結果並びに環境保全措置等を踏まえ、評価の根拠及び検討経緯を明らかにし、対象事業の実施による環境影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるか及び環境の保全についての配慮が適正になされているものであるかを検討すること。

第2 具体的事項

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の実施による環境影響の程度や環境保全措置の内容等について、関係する地方公共団体等や地域住民等へ説明するとともに、意見聴取等の機会を十分に確保した上で、事業を進めること。

(2) 事後調査について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 工事用資材等の搬出入による窒素酸化物に係る影響

本事業の工事関係車両のルートには、道幅が狭く、また道路の近傍に住居があることから、窒素酸化物（工事用資材等の搬出入）を評価項目として選定し、工事用車両の通行による影響について、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を回避又は極力低減する観点から環境保全措置を検討すること。

(2) 建設機械の稼働による騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、建設機械の稼働に伴う騒音の予測値が現況値から大きく増加することとなっている。

このため、低騒音型の建設機械の採用等の発生源対策や工事工程の調整等の環境保全措置を確実に実施し、建設機械の稼働による生活環境への影響を極力低減すること。

(3) 地形改変及び施設の存在による水の濁りに係る影響

太陽光パネルの下部は、緑化がなされるものの、森林が有していた保水機能等が低下し、供用時に濁りが発生することが想定されることから、水の濁り（地形改変及び施設の存在）を評価項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、影響を回避又は極力低減する観点から環境保全措置を検討すること。

(4) 土地の安定性に対する影響

本事業は、太陽電池発電設備や防災調節池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変が行われ、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に行く盛土が計画されており、土地の安定性について影響が懸念される。このため、土地の安定性を評価項目に選定し、本事業の実施による影響について適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 今後の詳細計画の検討に当たっては、関係機関と十分に調整した上で、専門家等からの助言を踏まえ、本事業による土地の安定性に対する影響を適切に把握できるよう調査、予測及び評価を実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書には、調査、予測及び評価の結果等を記載すること。

イ 本事業の工事計画においては、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に行く盛土が計画されていることから、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を講ずること。

また、評価書には、これらの環境保全措置の内容を具体的に記載すること。

ウ 本事業は長期間の稼働が予定されていることから、造成したのり面の監視 や、排水施設等の維持管理を適切に実施すること。

(5) 動植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域は、コナラ林やアカマツ林等の二次林が広く存在し、事業実施区域内及びその周辺では猛禽類の生息が確認される等、里山の生態系が形成されている。本事業の実施は、大規模な森林の伐採や土地の改変を伴い、動植物の生息・生育環境の消失及び攪乱が大きいものであるため、可能な限り現存の樹木を残存させる等、環境保全措置を確実に実施し、改変による影響を極力低減すること。

また、工事の実施前、工事中及び供用後において、動植物の生息・生育状況等を適切に監視し、重要な動植物の生息・生育に重大な影響が確認された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

なお、工事の実施前、工事中及び供用後において、残置森林部分の生物相の変化を的確に把握するための調査は、事後調査として実施することとし、その具体的内容について、評価書に記載すること。

(6) 鳥類に対する影響

鳥類について、追加的な調査を検討し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。

(7) 景観について

福島市内の信夫山と主要幹線道路（国道114号バイパス（大蔵寺前周辺））からの視認状況について調査を行い、必要に応じ、主要な眺望点への追加を検討し、調査、予測及び評価を行うこと。

(8) 廃棄物等について

本事業は、太陽電池発電設備や防災調節池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変、大量の太陽電池発電設備等の設置が計画されている。このため、本事業の実施による廃棄物等の影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 発生抑制の徹底

工法の工夫等により、土地の改変や森林の伐採を可能な限り抑制すること。

イ 太陽電池発電設備の処分等

太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成30年環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず、廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

ウ 事業開始後に調節池から発生する浚渫土砂等について、予測、評価を実施し、処分方法等について検討すること。

以上についての措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

(福島県知事からの意見の写しを添付)